

平成22年度第2回地方分権推進特別委員会

《議事次第》

日時：平成22年11月2日（火）10:00～

場所：都道府県会館3階知事会議室

1 開会

2 議事

（1）報告・協議事項

ア 副委員長の選任について

イ 地方税制小委員会の報告について

ウ 「義務付け・枠付けの見直し」等のための構造改革特区の共同提案について

（2）その他

3 閉会

[配付資料]

資料1-1,2 平成23年度税制改正等に関する提案

資料2 特区共同提案事項の概要

資料3 「義務付け・枠付けの見直し」等のための構造改革特区の共同提案の取組(概要)

資料4 特区共同提案候補（個表）

(参考資料) 全国知事会規約の一部を改正する規約

No.	提案の概要	効果	発案県
14	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護の定員を緩和するか市町村へ権限委任する ・小規模多機能型居宅介護を普及させるため基本報酬を見直す ・ケアマネジメントの改善や他サービスとの併用を可とするなど、制度運用を柔軟化する ・医療機能付加型の小規模多機能型居宅介護の制度を創設する 	事業者の参入促進とともに、地域包括ケア体制の構築に資する	大阪府
15	下水道事業予定地等の有効活用を図るため、国庫補助目的外への使用制限を緩和する	自治体が所有する低・未利用地について、民間活力による土地の有効利用により、地域の活性化・賑わいづくりが可能となる	大阪府
16	回復期リハビリテーション病棟の廊下幅基準を廃止する <廊下幅の基準> 一般病棟2.1m 回復リハ病棟2.7m	一般病棟から回復期リハビリテーション病棟への転換が進む	京都府
17	地域包括支援センターの業務である「介護予防サービス計画(予防プラン)」の策定に係る外部委託について、委託件数の上限(8件)を撤廃する	介護予防ケアマネジメントの業務軽減により、地域包括支援センターが本来果たすべき機能(困難事例の後方支援、高齢者の権利擁護、医療機関との連携強化等)が充実強化される	京都府
18	宿泊型自立訓練に係る最低定員(20人)・地域移行支援員の配置義務・居室面積(7.43m ² 以上)を「参酌すべき基準」とする	参入事業者の増加により、障害者の生活の自立化が促進される	兵庫県
19	児童相談所長、児童自立支援施設長の任命基準を「参酌すべき基準」とする	施設が抱えている課題に適したリーダーシップを発揮できる人材が登用可能となる	京都府
20	保健所長以外の職員に医師を配置する場合は、保健所長の医師資格要件を撤廃することとする ※ 平成21年4月に保健所長の要件緩和がなされたが、なお厳しく、全国的にも適用事例はない	柔軟な人事配置が可能となる	京都府 埼玉県
21	普及指導員の任用資格要件の設定権限の一部を都道府県条例へ委任する	都道府県の判断により、経営やマーケティング等のスペシャリストを普及指導員として任用でき、農業経営の高度化や農業の6次産業化への効果的な推進が図られる	埼玉県
22	下水道法で定められている下水道の構造の基準を廃止する	地域の実情に合った効果的な整備ができる	大阪府
23	鳥獣保護区等の区域指定を表示するための標識設置基準を撤廃する	小スペースでの設置や、シールによる他施設構造物を利用した表示などにより、鳥獣保護区等の住民への周知が進む	福岡県

特区共同提案事項の概要

No.	提案の概要	効果	発案県
1	保育所の人員・設備・運営基準を「参酌すべき基準」とする同基準を定める権限、施設の設置認可・指導監督権限を保育の実施主体である市町村に移譲する	待機児童の解消に向け、自治体の創意工夫が可能になる	大阪府
2	私立保育所の満3歳に満たない児童への給食の外部搬入を認めること(現状)・公立保育所における給食の外部搬入が認められる(平成20年4月)・私立保育所の3歳以上児に対する給食の外部搬入を認める特区が全国展開される(平成22年6月)	保育所運営の合理化が図られる	兵庫県
3	基準病床数算定方法について、都道府県が地域の実情に応じ独自に加減算できるようにする	基準病床数を超えている地域でも、がん、緩和ケアなど地域医療のニーズに応じた病床整備が可能となる	埼玉県
4	特例病床許可に際して必要な厚生労働大臣との同意を要する協議を廃止する	緩和ケア、リハビリ病床などの特例病床の増床に関し、地域事情に即した臨機応変な対応が可能になる	京都府
5	地域主権改革一括法案で都道府県道及び市町村道を対象に行われている道路構造令及び標識令の条例委任の適用範囲を指定区間外国道(県管理国道)に拡大する	道路の管理責任者と構造基準の設定権限者の一致により、地域の実情に応じた整備・管理等が可能になる	徳島県
6	家庭的保育事業における面積基準・保育者配置基準を「参酌すべき基準」とする同基準を定める権限、指導監督権限を保育の実施主体である市町村に移譲する ＜面積基準＞ 専用の部屋を有し、面積が9.9m ² 以上	待機児童が解消される 就労機会が拡大される	大阪府
7	指定障害者福祉サービスの事業の設備・運営基準を「参酌すべき基準」にすることで、社会福祉法人に限定されている福祉的就労(就労継続支援B型)の実施主体をNPO法人等へ拡大する	障害者に対し、就労の場、社会活動への参加・自己実現の場を新たに提供できる	富山県
8	障害者が、共同生活援助(グループホーム)を利用するが困難な場合に、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の利用を定員の範囲内で可能とする	障害者の受け入れが拡大される	富山県
9	介護保険施設等の人員・設備・運営基準を第3次勧告に従い条例委任する	＜条例委任後の活用例＞ 介護ボランティアを活用するEPAIによる外国人介護福祉士候補者等を受け入れる	愛媛県 静岡県
10	登録者しか利用が認められていない小規模多機能型居宅介護事業所において、登録者の優先を前提に、登録利用者以外も緊急ショートステイが利用できるよう、利用者制限を撤廃する	不足するショートステイサービスの提供施設の増大により介護者の利便性が向上する	京都府
11	ショートステイ(短期入所療養介護)専用のベッドを設置可能とするため、介護老人保健施設・介護療養型医療施設において併設型ショートステイの実施を可能にする	医療的ケアの必要な方のショートステイ利用が容易になる	京都府
12	看護師資格を持つ訪問介護サービス提供者に、居宅医療ケアサービス(痰吸引など)の提供を認める	訪問看護事業所数が伸び悩む中、居宅医療ケアサービス提供量が増加する	京都府
13	・主治医の指示書のみで訪問リハビリサービスを可能にする ・医師必置機関(病院・診療所・介護老人保健施設)に限定されている訪問リハビリ事業所の開設主体を緩和する ・訪問リハビリサービスの対象者を重度者のみから中軽度者にも拡大する	二重の指示がなくなることで、利用者の負担が軽減される セラピストによる起業が促進される 中軽度者が自宅で日常生活に即したりハビリを受けられる 若年層の雇用拡大にも寄与する	京都府

No.	委託年月 (委託年)	求めめる措置の具体的内容	具体的な実施内容・提案理由	相関法令等	制度の所管 関係省庁	都道府県名				
			<p>介護保険施設等の人員、設備及び運営について、国が法令において基準を定めているが、地域の実情に合つた行政サービスを提供するためには、それらの基準について地方が定めようとするようなものである。地方が基準を定めた場合の、具体的な実施内容等は、例えは次のようなものである。</p> <p>(1)介護ドランティアの活用 ①指定介護老人福祉施設 ②介護職員(生活支援業務を担当する常勤職員)1人に代わり介護ドランティアが常勤換算で3人配置することにより、当該介護ドランティアの活用により介護職員の質の向上に貢献し、効率的な経営やケアの質の向上につなげる。</p> <p>(2)介護ドランティアの具体的な活用事例</p> <p>【サービスの質の確保及び介護ドランティアの安定供給政策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援事業の中には、一定の介護服務を義務付けている。 ・介護ドランティアは生活援助系の介護のための保険加入を義務付ける ・事業者は、事故等が発生した場合の質について確認を行う <p>定期的にサービスの質について確認を行う</p> <p>(2) EPAによる外個人介護福祉士候補者等の受け入れ促進</p> <p>①現状 高齢化による介護需要の増大に対して、介護の現場においては、介護職員等の慢性的な不足が続いている。 こうしたことから、当該対象者と直結雇用にも関わらず常勤換算が象からの除外、在留期間不満しかしながら、依然として受け入れを続けており、受け入れが進まない状況にある。</p> <p>による受取回数の制限など厳しい条件などによっており、受け入れが進まない状況にある。</p> <p>②問題点 ・外個人介護福祉士候補者の勤務時間が介護報酬制度ににおける介護職員としての常勤換算対象外である。このため、受け入れを拒否している。 ③解決策 ④介護保険法等における介護職員等の人員基準(従業員の員数)において、EPAにより受け入れた介護福祉士等の受け入れに必要な日本語や介護看護職等の資格等に必要な日本語や介護看護職等の資格等にて受け入れることとする。 ⑤介護保険施設等の人員、設備及び運営に関する基準の条例委任と併せて、以下の事項の措置も求められる。 ⑥効果 ⑦これまでの单なる研修生の受け入れではなくなり、老人福祉法や介護保険法に基づくところから施設側の受け入れが促進されることにより受け入れが促進されることとする。</p> <p>※介護保険施設等の人員、設備及び運営に関する基準の条例委任と併せて、以下の事項の措置も求められる。 ⑧介護保険施設等の介護看護師が在留期間が最長10年となるよう更新回数の限度を9回とする。 ⑨介護看護師が就労する受け入れ施設に介護保険施設等に受け入れられた看護師候補者の在留期間が最長10年となるよう更新回数の限度を9回とする。</p> <p>※介護保険施設等における介護職員等の受け入れに受け入れる施設側の受け入れが促進されることから施設側の受け入れが促進されることとなることや、新たに外個人介護福祉士の就労先が介護保険施設等に拡大することから介護看護師の提供基盤が充実する。 ⑩介護保険施設等の介護看護師が在留期間が最長10年となるよう更新回数の限度を9回とする。併せて、外国人がもつ性格の明るさなどが日本人職員に対するサービスの提供基盤が充実する。 ⑪外国人雇用のノハウが確立され、在日外国人雇用にも繋びつことがある。</p>	<p>○老人福祉法 第17条第2項 ○介護保険法 第88条第1項 第91条第2項 第110条第1項</p> <p>(2) EPAによる外個人 介護福祉士候補者の受け入れ促進 ○経済上の連携 ○日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく受入 びが介護分野におけるEPAによる外個人 ノハウの受け入れの実施計画(平成20年5月19日厚生労働省告示第312号) ○経済上の連携に関する指針(平成20年11月6日厚生労働省告示第509号)</p> <p>①現状 在留期間内に習得するには大変困難である。さらに、介護資格に実務経験する日本人とアドバイジン共和国との間の協定に基づく受入及び ○介護分野におけるノハウの受け入れの実施計画(平成20年5月19日厚生労働省告示第312号) ○経済上の連携に関する指針(平成20年11月6日厚生労働省告示第509号)</p> <p>※介護保険法 指定介護老人福祉施設 介護老人保健施設 指定介護保養型医療施設 老人福祉法 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム</p> <p>介護保険法 介護老人介護福祉士の勤務時間が介護報酬制度における介護職員としての常勤換算対象外である。このため、受け入れを拒否している。</p> <p>③解決策 ④介護保険法等における介護職員等の人員基準(従業員の員数)において、EPAにより受け入れた介護福祉士等の受け入れに必要な日本語や介護看護職等の資格等にて受け入れることとする。</p> <p>※介護保険施設等の人員、設備及び運営に関する基準の条例委任と併せて、以下の事項の措置も求められる。 ⑥効果 ⑦これまでの単なる研修生の受け入れではなくなり、老人福祉法や介護保険法に基づくところから施設側の受け入れが促進されることとなることや、新たに外個人介護福祉士の就労先が介護保険施設等に拡大することから介護看護師の提供基盤が充実する。 ⑩介護保険施設等の介護看護師が在留期間が最長10年となるよう更新回数の限度を9回とする。併せて、外国人がもつ性格の明るさなどが日本人職員に対するサービスの提供基盤が充実する。</p> <p>※介護保険施設等における介護職員等の受け入れに受け入れる施設側の受け入れが促進されることから施設側の受け入れが促進されることとなることや、在日外国人雇用にも繋びつことがある。</p>	9	介護保険施設等における介護老人介護福祉士の受け入れ促進 による外個人介護福祉士の受け入れ	9	厚生労働省 生活福利省 農林省 農業省	9	静岡県 愛媛県 熊本県